

市役所でも キャッシュレス始めます!

令和3年4月1日から



◆市税などがスマートフォン決済アプリケーション(スマホ決済アプリ)で納付できるようになります! ~新しい生活様式で自宅でも簡単に納付可能~

市税4税および2保険料の納付機会拡大のため、愛西市が発行する納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードをスマホ決済アプリで読み取ることで、「いつでも」「どこでも」納付ができるようになります。

対象税目等

- ・市県民税(普通徴収) ・固定資産税 ・軽自動車税(種別割) ・国民健康保険税(普通徴収)
- ・介護保険料(普通徴収) ・後期高齢者医療保険料(普通徴収)

利用可能な納付書

コンビニ収納用バーコードの印字があり、コンビニ使用期限内の納付書

※納付書1枚当たりの金額が30万円を超える金額または金額を訂正した納付書は利用できません。

【市税4税】 問 収納課 ☎(55)7121 【介護保険料】 問 高齢福祉課 ☎(55)7116

【後期高齢者医療保険料】 問 保険年金課 ☎(55)7119

◆市役所窓口で証明書等交付手数料などがスマホ決済アプリで支払えます!

市役所窓口でも、発行する各種証明書等の手数料支払い時に、スマホ決済アプリを利用して支払うことができるようになります。

対象となる手数料

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍および各種税務諸証明ほか

*スマホ決済アプリで支払いが可能な手数料などについては、各窓口へお尋ねください。

納付および手数料支払いに利用可能なスマホ決済アプリ

【市税4税および2保険料の納付】

FamiPay



(ファミペイ)

LINE Pay



(ラインペイ)

pb
Pay



(ペイ・ビー)

PayPay



(ペイペイ)

【手数料支払い】

LINE Pay



(ラインペイ)

PayPay



(ペイペイ)

※スマホ決済アプリの利用方法などについては、スマホ決済アプリ各社のホームページをご覧ください。

※Bank Pay(バンクペイ)も手数料支払い時の利用可能なスマホ決済アプリとして、後日追加予定です。

■納付および手数料支払いに共通の注意事項

- スマホ決済アプリを利用した納付および支払いでは、領収書は発行されません。スマホ決済アプリ内の取引履歴で確認してください。
- スマホ決済アプリでの納付および支払い後に、スマホ決済アプリから、その行為をキャンセルすることはできません。

■納付に係る主な注意事項

- 一度納付手続きを行っても、以降の期別も自動的にスマホ決済アプリから納付はされません。期別(納付書)ごとに納付手続きが必要です。
- スマホ決済アプリから納付した軽自動車税(種別割)について、その納付書の軽自動車税(種別割)納税証明書継続検査用に領収印が押印されません。当該証明書が必要な場合は、納付書裏面に記載がある金融機関、コンビニまたは市役所などの窓口で納付してください。

■手数料支払いに係る主な注意事項

- スマホ決済アプリでの手数料など支払い時に、金額の確認などで職員がお客様のスマートフォンの画面を確認します。ご協力をお願いします。
- 手数料支払い時に、スマホ決済アプリで支払いできるもの、できないものがある場合、支払い方法が分かれる場合があります。